

新 旧 対 照 表

項 目	旧 【工事書類の作成の手引き P24】	新 【工事書類の作成の手引き P24】
<p>5. 契約時に必要となる書類</p> <p>5-2 工事施工計画及び下請負人等(変更)通知書</p>	<p>5-2 工事施工計画及び下請人等(変更)通知書【契約書第10条】</p> <p>受注者は、当該工事における自社施工及び下請け施工の範囲、現場代理人等の配置技術者について、契約締結時(または下請け契約に変更が生じた時)に、契約担当者に通知する。</p> <p>Point</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">・下請け契約の合計が3,000万円(建築一式工事は、4,500万円)以上の場合 特定建設業許可が必要であり、監理技術者の配置が必要(建設業法第26条、27条)</p>	<p>5-2 工事施工計画及び下請人等(変更)通知書【契約書第10条】</p> <p>受注者は、当該工事における自社施工及び下請け施工の範囲、現場代理人等の配置技術者について、契約締結時(または下請け契約に変更が生じた時)に、契約担当者に通知する。</p> <p>Point</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">・下請け契約の合計が4,000万円(建築一式工事は、6,000万円)以上の場合 特定建設業許可が必要であり、監理技術者の配置が必要(建設業法第26条、27条)</p>